

# ■トラブルの解決に～クーリング・オフ制度～

## ●クーリング・オフって？

特定の商取引について、一定の期間内であれば無条件で契約を解除できる制度のことです。

### 対象となる取引類型とクーリング・オフの期間

1. 訪問販売（キャッチセールス・アポイントメントセールス等）・・・ 8日間
2. 電話勧誘販売・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8日間
3. 特定継続的役務提供（エステティックサロン・英会話教室等）・・・ 8日間
4. 訪問購入（押し買い）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8日間
5. 業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）・・・・・・・・・・ 20日間
6. 連鎖販売取引（マルチ商法）・・・・・・・・・・・・・・・・ 20日間

### クーリング・オフできないもの

- ・自分から店に行って買った商品
- ・3千円未満の現金取引
- ・自動車の購入
- ・飲食店での飲食
- ・通信販売 など



## ●クーリング・オフの方法

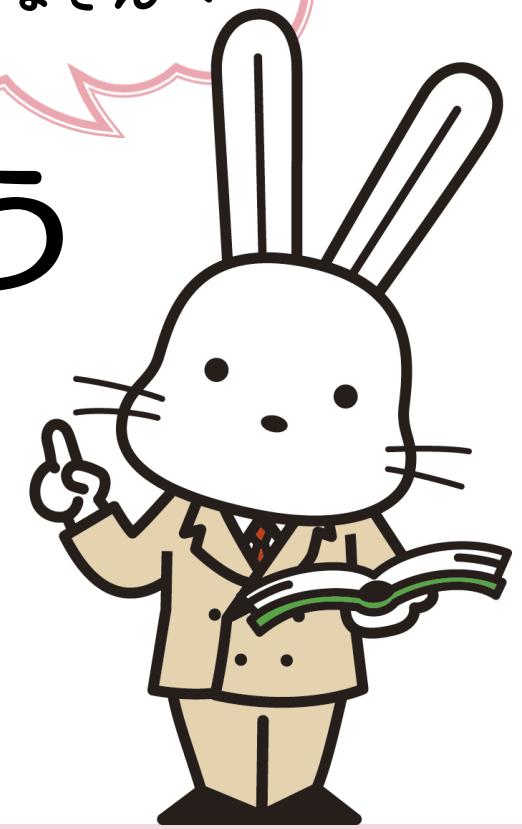
クーリング・オフの通知は書面で行います。期間内に発信した事実を証明するため、はがきの場合は「特定記録郵便」や「簡易書留」、手紙の場合は「内容証明郵便」等で発送します。書面は両面ともコピーをとっておきます。クレジット契約をしているときは、クレジット会社（信販会社）にも通知します。

記入例

<p>通知書</p> <p>契約年月日 平成〇年〇月〇日</p> <p>商品名 〇〇〇〇〇</p> <p>契約金額 〇〇〇 円</p> <p>販売会社名 〇〇営業所 〇〇〇 氏</p> <p>上記契約は解除します。 支払い済みの〇〇〇〇円を返金し、商品をお引取りください。 □年□月□日 (契約者住所) (契約者名)</p>	<p>郵便はがき</p> <p>〒□□□□□□</p> <p>(事業者住所)</p> <p>(事業者名)代表者 様</p>
--	---

成年になる  
みなさんへ

# 知っておこう 契約の基本。



令和4年4月1日から、18歳は大人です。  
大人になったら、契約は簡単に取り消せません。

ひとりで悩まず相談しましょう

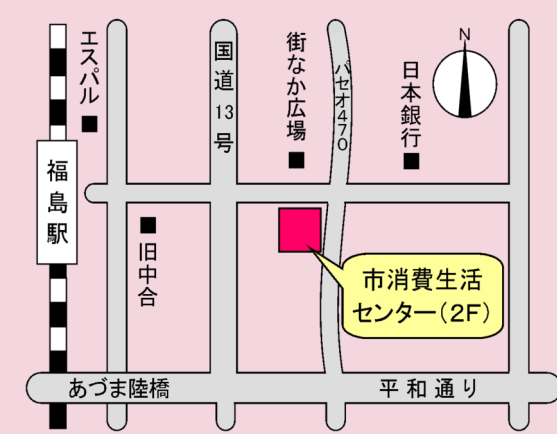
## 福島市消費生活センター

〒960-8035 福島市本町2番6号  
TEL 024-525-3774 FAX 024-522-1528

相談専用電話

024-522-5999

受付:月曜日～金曜日 午前9時～午後4時  
(祝休日・12/29～1/3を除く)



駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

消費生活センターでは、悪質商法に関する出前講座も行っています。詳細はお問い合わせください。



そもそも、成年になるってどういうこと？

「成年」とは…社会から一人前と認められること！  
成年になると、自分の判断でいろいろなことができるようになります。未成年の間は、契約をするとき原則保護者の同意が必要でしたが、成年になると自分の意志のみで自由に契約を結ぶことができるようになります。

- 高額な買い物や契約ができる
- 自分のクレジットカードが持てる
- ローンが組める(借金ができる)
- お酒やタバコ、ギャンブル等は20歳までできません

しかしそれは同時に、「自分の行動に自分で責任を持つ」ということでもあります。成年が結んだ契約は、あとから「失敗した！」と思っても、特別な理由がない限り取り消すことはできないので、注意が必要です。

悪質な事業者の中には、社会経験の浅い若者をねらう者もいます。消費者トラブルから身を守るためにも、今のうちに契約について学んでおきましょう！



## 消費者ホットライン188をご利用ください！

最寄りの消費生活センター等の相談窓口につながります。消費者トラブルでお困りの時はひとりで悩まずに、消費者ホットライン「188（いやや）」にお電話ください。

消費者トラブルから身を守るために、「契約の基本」について知っておこう！

福島市消費生活センター

## ■ 契約とは？

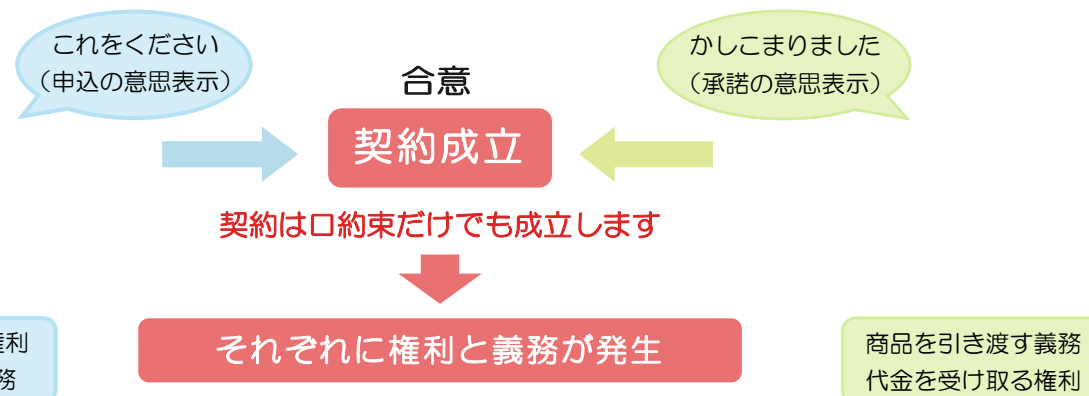
### あなたも消費者・契約の当事者！

わたしたちの生活はモノを買ったり、サービスを受けることで支えられています。これらはすべて消費者として「商品やサービスの提供を受ける」かわりに「代金を支払う」という契約です。社会人や大学生になると、今までよりずっと契約の機会が増え、内容も複雑になってきます。



全部契約だよ！

- ・コンビニでお菓子を買う
- ・アパートを借りる
- ・美容室で髪を切る
- ・電車に乗る
- ・音楽をダウンロードする

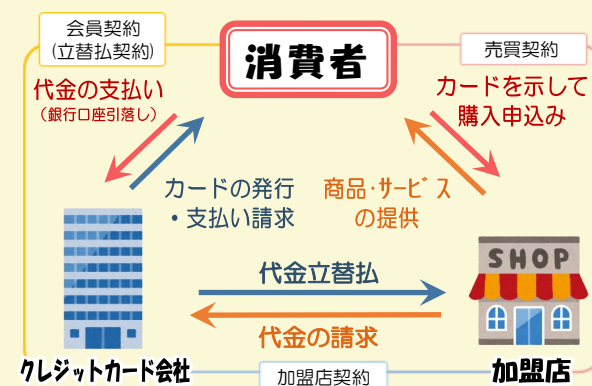


## ■ クレジットカードのしくみ

クレジットカードは手元にお金が無くても買い物できたり、簡単にキャッシングができたりと大変便利なものです。しかし、支払能力を超えた買い物やキャッシングを繰り返し、多重債務に陥る人もいます。

クレジットカードを利用する際は「**クレジット会社に借金をして商品やサービスを買っている**」ということを自覚し、しっかりと計画を立てることが大切です。

### ● クレジット契約のしくみ



### ■ クレジットカードのトラブル

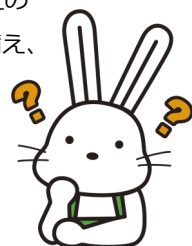
#### ● カードをなくしてしまった！

すぐに発行会社に連絡し、利用停止と再発行の手続きが必要です。あらかじめカードの裏面に記載されている連絡先を確認し控えておきましょう。



#### ● 身に覚えのない買い物記録がある！

不正利用されている可能性があります。発行会社の相談窓口で連絡してください。こうした場合に備え、利用明細は日頃からチェックしておきましょう。



## ■ トラブル事例と対処法

### 定期購入トラブル

「初回お試し500円」の広告を見て、化粧品を注文したら、商品が毎月届く定期購入だった。2回目以降の定価は1万円と高額なので、解約したいが電話が繋がらない。

#### 対処法

注文する前に、契約内容や解約するための条件などをよく確認しましょう。トラブルになった場合は、消費生活センターへ相談しましょう。

### ワンクリック請求

インターネットを閲覧中にサイトをクリックした途端、利用料金や利用規約が明示されずに「会員登録完了」「料金請求」などと表示され、高額な料金を請求された。

#### 対処法

会員登録や有料利用の認識がなく表示された場合は契約は成立しておらず無視して構いません。不安な場合は消費生活センターへ相談しましょう。

### 悪質なネットショッピング

「代金を支払ったのに商品が届かない」「返品を受け付けてくれない」「届いたらニセモノだった」「店と連絡が取れなくなった」など、様々なトラブルが起きている。

#### 対処法

利用するショップの住所、電話番号、責任者名は必ずチェックし、不備があれば取引しないようにしましょう。購入前に返品に関する条件を確認しておきましょう。

### マルチ商法

「商品を買って会員になり、友人を紹介すれば手数料が入る。50万円かかるがすぐ元が取れる」等と言われ契約したが、誰も勧誘できず借金だけが残った。

#### 対処法

「断りにくい」と思っても、納得できなければ**きっぱりと断り**ましょう。友人との関係性が壊れたり、金銭トラブルに発展することもあります。よく考えて契約しましょう。

### サクラサイト

迷惑メールやSNS、LINE等の無料コミュニケーションアプリを利用し、「異性に会いたい」「芸能人に会いたい」「運気をあげたい」「お金が欲しい」など様々な気持ちに付け込んで悪質なサイトへ誘導される。

#### 対処法

迷惑メール等には絶対に返信してはいけません。相手の身元が本当か確認できないのに、お金を払ったり課金をしたりしないようにしましょう。

### 情報商材

「誰でも簡単」「必ず儲かる」「返金保証」などとうとう情報商材の広告を見て、興味がわき購入した。しかし内容を確認すると、期待していたものではなく、稼げると思えない。

#### 対処法

「誰でも簡単に稼げる」・「必ず儲かる」ビジネスは存在しません。少しでも疑問があったらすぐに契約せず、家族や身の回りの人とよく話し合うなどしましょう。

簡単にお金を儲けたり、簡単に痩せたり・・・そんな都合のいい話はありません！！  
「激安」「今だけ」「あなただけ」そんな言葉に要注意！しつこく勧められても、きっぱりと「**いりません**」と断りましょう！